

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
不利益処分名	危険物施設の位置等の措置命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第12条第2項
連 絡 先	(電話 656 - 1193)
処 分 基 準	<p>市長は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p> <p>消防法第10条第4項の政令で定める技術上の基準 危険物の規制に関する政令第9条～第22条</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)